

学校教育目標

「よりよく生きようと学び合う子どもの育成」 ～かしこく うつくしく たくましく～

このきまりは、みなさんが自ら考え進んで行動し、互いに気持ちよく楽しい学校生活を送るために大切なことをまとめたものです。（この学校のきまりは、児童会や保護者の意見を聞きながら、子どもたちが生活しやすいものと考えて変えていきます。）

服装等

- 標準服の上着、白のカッターシャツ、ブラウスまたは、ポロシャツ、半ズボン、スカート、靴下（白・紺・黒色）（ただし、儀式や行事の時は白）、通学用帽子を着用します。

【寒い時期】

- 寒いときには長袖のセーター・ベストを、上着の中に着ます。（休憩時間は、セーター・ベストでの活動もかまいません。）
- 紺・黒色の長ズボンを着用してもよいです。
- スパッツ・タイツ・ストッキング・レギンスを着用してもよいです。（白・紺・黒色）
※汗をかいたときのため、体育時は着替えます。（体育着のハーフパンツが寒い場合は、ジャージなどの運動用長ズボンを別に持参し着用してもよいです。）
- 登下校時、ジャンパーを着用してもよいです。（ただし、ランドセルに入るもの）
- 寒いときの手袋、マフラー、ネックウォーマー等は、登校したら児童玄関で取り、下校する時は児童玄関で付けます。
※体調に合わせて保護者の判断で着用します。
- 名札を左胸に付けます。
- 外靴は、白色で通学や運動しやすいものをはきます。上履き（シューズ）も白を基調とし運動しやすいものをはきます。
- 髪が長くなったらくくりましょう。髪留めは、黒・紺・茶色にし、けが防止のため飾りは着けないようにしましょう。

持ち物

- （1）持ち物には、学年、名前をはっきりと書きます。学習に必要なもの・さまたげになるものは学校に持って来ません。筆箱には、鉛筆5本、赤鉛筆1本、名前ペン、ものさし、消しゴムを入れておきましょう。（ただし、赤・青ボールペンは、3年生以上で使ってもよいです。）
- （2）お茶は必要な時に持って来ましょう。

【安全に過ごすために気をつけてほしいこと】

登下校

- （1）学校へは、8時までに登校班で集団登校をしましょう。決められた通学路を通って、交通安全に気を付けて登下校しましょう。学校に来たら、忘れ物を取りに帰りません。
- （2）下校後、忘れ物を取りに来る場合は、職員室にいる先生に言ってから取りに行きましょう。帰る前にも先生に言ってから帰りましょう。

学校での過ごし方

- （1）廊下や階段は静かに右側を歩きましょう。
- （2）校舎内で、ボール投げをしたり暴れたりしないようにしましょう。

- (3) シューズのまま外に出ません。
- (4) 非常時以外は、緑色の非常ドアを開いて通りません。
- (5) 用事のあるときには先生に伝えて他の教室に入りましょう。
- (6) 休憩時間の外遊びの時は、赤白帽子をかぶって運動場や中庭で遊びましょう。天気の悪いときには校舎の中で静かに過ごしましょう。使ったものは、もとあった場所にきちんと返しましょう。

地域での過ごし方

- (1) 地域の人に進んであいさつをしましょう。
- (2) 家に帰る時刻を守りましょう。
4月～9月（午後6時） 10月（午後5時半） 11月～3月（午後5時：春休みは午後5時半）
- (3) 外に出るときは、行き先と帰る時刻を家の人に言って出ましょう。（防犯ブザー携帯）
- (4) 校区外へは子どもだけでは行きません。塾や病院などは家の人への許しを得て行きましょう。
・子どもだけで行ってはいけない所・・・採石場・池・川・海・神社・ゲームセンターなど
- (5) 空き地や、倉庫などへの立ち入り・火遊び・爆竹・ビービー弾・エアガン・レーザーポインター・吹き矢・道路上での遊び（ローラースケート・ローラブレード・スケートボード・ボール遊び）などの危険な遊びはしません。
- (6) 交通ルールを守り、ヘルメットをかぶって、自転車に乗ります。（左側通行）
（3年生以上が自転車に乗れる。2人乗り、手放し乗りをしない。信号無視をしない。）
道路を渡るときは、一旦停止をして左右の確認をしてから渡ります。歩くときは、道路いっばいに広がらずに右側を通りましょう。
- (7) よその家の田んぼや畑に入りません。水路にいたずらをしません。
- (8) 食べたり飲んだりしながら歩きません。学校へ遊びに来るときは、菓子を持って来ません。

【心配な行動があった場合】

命に関わる危険な行動や、法律に触れるような行動（暴力、万引き等）、友達をいじめたり授業を妨害したりするなどの行動があったときには、お家の人に連絡して話し合いを持ちます。また、福山市教育委員会や関係機関（スクールカウンセラー、子ども家庭センター、民生児童委員、警察等）との連携を行い、指導をしていきます。

【改訂経過】

改訂：一部改訂 服装等 2020年（令和2年）12月7日 寒い時期の服装等の規定の付け加え
靴下の色について紺・黒も可